

図書館法第7条に規定する事務の補助執行について

令和5年度文部科学省委託事業「図書館地区別研修（令和6年1月23日～25日開催）」の実施に伴い、下記のとおり、教育委員会の職務権限に属する事務の一部について、地方自治法第180条の7の規定に基づき、奈良県文化・教育・くらし創造部長に補助執行させるものとする。

記

1. 補助執行の対象事務

図書館法第7条の規定に基づき実施する「司書及び司書補の資質向上のために必要な研修」に関する事務

2. 事務の所管部署

現 行： 教育委員会事務局人権・地域教育課

協議後： 文化・教育・くらし創造部文化資源活用課（県立図書情報館）

3. 文化・教育・くらし創造部長に補助執行させる理由

「図書館地区別研修」は、図書館法第7条に基づく研修であり、法律上は教育委員会の職務権限に属する事務であるが、同研修の運営については、図書館同種施設として図書館機能と専門知識を有する県立図書情報館が行う方が効率的・効果的であるため。

なお、人権・地域教育課で確保している予算については、図書情報館に令達を行う。

4. 補助執行実施後の事務分担

(1) 図書情報館の事務

- ・配布用冊子の印刷発注
- ・講師打合せ等の研修準備
- ・研修当日の運営全般
- ・文部科学省に提出する委託事業実施報告書、研修レポート等の作成
- ・所要経費の支払事務

(2) 教育委員会の事務

- ・委託事業実施報告書、研修レポート等の文部科学省への提出
- ・委託費の受入れ

5. 補助執行実施期間

事業開始日から研修に関する業務が完了する日まで

〈参考〉 関係法令

地方自治法

第180条の7 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一を、当該普通地方公共団体の長と協議して、普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、第二百二条の四第二項に規定する地域自治区の事務所、第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の区若しくは総合区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関である職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。ただし、政令で定める事務については、この限りではない。

第180条の8 教育委員会は、別に法律で定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。

図書館法

第1条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

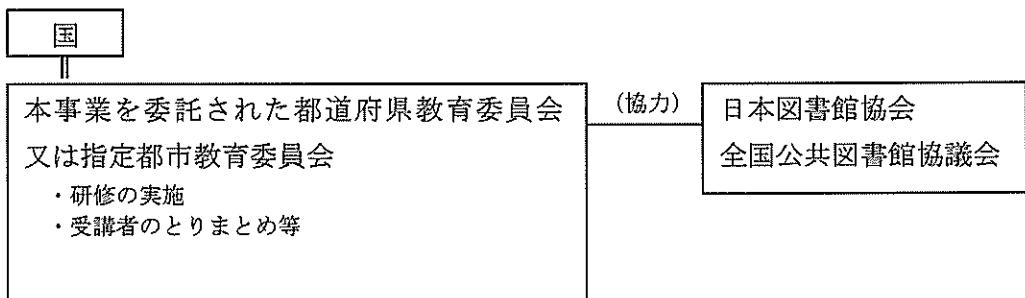
第7条 文部科学省及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のため必要な研修を行うよう努めるものとする。

図書館地区別研修の実施について（運用指針）

1 趣 旨

図書館地区別研修は、図書館法（昭和25年法律第118号）第7条の規定に基づき実施するもので、情報化の進展など図書館に関する最新のテーマや地域における課題等について研修を行い、図書館における中堅の司書としての力量を高めることを目的とする。

2 事業の実施体制



3 注意事項

- (1) 講習料は徴収しないこととする。ただし、受講に要する経費（交通費、食費、宿泊費等）は受講者が負担する。
- (2) 委託対象経費の支出及び積算
 - ① 契約締結及び支払いを行う場合は、国の契約及び支払いに関する規程の趣旨に従い、経費の効率的使用に努めること。
 - ② 委託費の支出方法は、文部科学省の官署支出官から都道府県教育委員会又は指定都市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）の代表者に支出する。
 - ③ 諸謝金は、労務等を行った場合に支出する謝礼であり、支給規定もしくは単価の決定方法の理由書を添付すること。また、謝金の代替となる金券等の物品による贈与は認められない。
 - ④ 旅費は、会議出席、協力、委員会出席等に必要な金額を計上し、原則として教育委員会等の旅費規程等により、妥当な旅費を設定すること。なお、旅費の執行で発生する、マイレージ・ポイント等の取得等の特典を得ることは認められない。
 - ⑤ 消耗品費は、文具等の購入経費を消費税相当額と併せ計上すること。また、備品は購入しないこと。なお、物品の購入等の際に発生するポイントの取得等の特典を得ることは認められない。
 - ⑥ 印刷製本費は、通知文書、会議資料、報告書等の印刷代とすること。
 - ⑦ 通信運搬費は、研修開催等に必要な開催通知郵送、報告書、パンフレットの宅配等の経費を計上すること。なお、切手等については、受払簿等出入りが適切に管理できる書類を作成すること。

- ⑧ 会議費は、会議開催等に必要な茶代等の経費とする。原則として文部科学省の会議費支出基準に準じて計上することとし、社会通念上常識的な範囲とすること。また、宴会等の誤解を受けやすい形態のもの及び酒類の提供は支出できない。なお、会議を開催した場合は、会議費等の支出の証拠として議事録（日時、出席者名を明記したもの）を残しておくこと。
- ⑨ 借料及び損料は、器具機械借料及び損料、会場借料、物品等の使用料及び損料等とする。なお、自前の会場等を使用する場合は、委託費から支出できないこととする。
- ⑩ 保険料は、講師等の演習等における労災保険料とする。
- ⑪ 人件費は、日々雇用の単純労務にあたる者に対するものとする。ただし、委託期間の全期間を通じた継続的な作業にあたる者の雇用については委託費から支出できないこととする。なお、支出にあたっては、出勤簿、人件費支給明細書及び領収書等の関係書類を作成すること。また、社会保険料や雇用保険料、年金保険料、児童手当等が発生する「長期雇用形態」による人件費は認められない。
- 時間単価の積算は原則として、以下の手法により算出すること。
- 委託先に公表・実際に使用している受託人件費単価規程等が存在する場合、すなわち、「ア 当該単価規程等が公表されていること」「イ 他の官公庁で当該単価の受託実績があること」「ウ 官公庁以外で当該単価での複数の受託実績があること」のいずれかの条件を満たす場合、同規程等に基づく受託単価による算出（以下「受託単価計算」という。）を認める。以上に依らない場合、別途文部科学省と協議の上決定する。
- (ア) 正職員の受託人件費時間単価
受託単価規程等に基づく時間単価を使用する。
- (イ) 出向者、臨時雇用職員（注1）の受託単価計算
受託人件費時間単価を定めている場合であっても、出向者、臨時雇用職員については、次のとおり積算する。
$$\text{受託人件費時間単価} = (\text{受託者が負担した年間総支給額 (注2)} \div \text{年間法定福利費}) \div \text{年間理論総労働時間}$$
- (注1) 「臨時雇用職員」とは、単純作業を行うアルバイトではなく、正職員と同等以上又は補助者として一定の経験がある者をいう。
- (注2) 「事業者が負担した年間総支給額」には、時間外手当を含められない。
- ⑫ 雜役務費は、データ入力、発送業務等、研修に要する業務の一部について、専門業者等に請け負わせる経費とする。また、謝金等を支払う際の銀行振込手数料も対象とする。
- ⑬ 事業に係る収入及び支出を記載した帳簿等を備えるとともに、領収書関係書類を整理し、常に経理の状況を明確にしておくこと。
- ⑭ 事業実施による成果物（冊子、報告書等）は、文部科学省担当課に二部提出すること。

(3) 個人情報の取扱い

事業の委託を受けた教育委員会は、本事業の実施によって入手した個人情報について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

(4) 危険負担等

- ① 委託事業の実施に関して生じた損害は、教育委員会の負担とする。ただし、教育委員会の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りでない。
- ② 委託事業の実施にあたり教育委員会が故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

4 その他

(1) 研修期間

3日間又は4日間で実施することを原則とする。

(2) 研修テーマ

研修計画の策定及びその実施に当たっては、最新の中央教育審議会の審議内容や以下に例示する報告書等を参考とし、社会の変化に的確に対応した内容とすること。

(参考とする報告書の例)

- ・ 「これから図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～」（平成18年3月からの図書館の在り方検討協力者会議報告）
- ・ 「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」（平成20年2月中央教育審議会報告書）
- ・ 「図書館職員の研修の充実方策について」（平成20年6月からの図書館の在り方検討協力者会議報告）
- ・ 「司書資格取得のために大学において履修すべき図書館に関する科目の在り方について」（平成21年2月からの図書館の在り方検討協力者会議報告）
- ・ 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて」（平成24年8月からの図書館の在り方検討協力者会議報告）

(3) 研修方法（例）

- ① 講義：研修テーマを踏まえ、体系的な内容構成となるよう留意する。
- ② 演習：地域住民とのコミュニケーションを想定し、技術の修得に役立つようなワークショップを取り入れた方法を活用する。レファレンスサービスや情報検索に関する演習のほか、グループによる討論、読み聞かせ等の実習とともに考えられる。
- ③ 施設見学：ビジネス支援や障害者サービス、学校支援などを実施する先進的、モデル的な図書館のほか、研修テーマに関する各種施設、機関の見学を行う。研修効果を高めるために、見学の前後に、見学の目的や活動の実際について意見交換の

時間を設けることが望ましい。

(4) 受講対象者

- ① 図書館法第2条に規定する図書館に勤務する司書で、勤務経験が概ね3年以上の者若しくは研修テーマに関連する業務に従事している者。
- ② 上記①と同等の職務を行うと研修を実施する教育委員会が認めた者。なお、参加の可否に関して疑義が生じる場合には、事前に文部科学省担当課に相談すること。

(5) 修了証書

研修日程のおおむね4／5以上を受講し、業務の改善提案・活用方法（研修内容、研修成果を踏まえた提案等）について、研修終了後2週間以内にレポート（1,200字程度）を提出し、その内容が良好と研修を実施する教育委員会等が認めた者に修了証書を授与する。

(6) 非常変災時等における対応・代替措置の準備と実施

- ① 講習期間に非常変災等が発生した場合を想定し、必要に応じてオンラインによる実施等の代替措置について計画にしておくこと。
- ② 代替措置やその連絡方法については、実施計画書及び実施機関における実施要項に記載し、受講者、関係教育委員会等に事前に周知しておくこと。
- ③ 自然災害等の影響により、講習の延期あるいは中止とする場合は、事前に文部科学省と協議の上で、その対応を決定すること。
- ④ 対応を決定したときは、受講者等関係者全員に遅滞なく連絡し、対応を実施すること。

委託契約書

支出負担行為担当官文部科学省総合教育政策局長 藤江 陽子（以下、「甲」という。）
と 奈良県知事 山下 真（以下、「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

（実施する委託事業名等）

第1条 甲は、乙に対し、次の業務の実施を委託するものとする。

- (1) 委託事業名 令和5年度図書館地区別研修
- (2) 委託事業の内容及び経費 （別添）委託事業計画書のとおり。ただし、第8条によ
った委託事業実施計画変更承認後は、変更委託事業計画書のとおりとする。
- (3) 委託期間 契約締結日から令和6年3月9日

（委託事業の実施）

第2条 乙は、法令及び本契約書に定めるもののほか、委託要綱等及び委託事業計画書に
に基づき、委託事業を実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（委託費の額）

第3条 甲は、委託事業に要する経費（以下、「委託費」という。）として、514,183円を
超えない範囲内で乙に支払うものとする。

2 乙は、委託費を（別添）委託事業計画書に記載された費目の区分に従って使用しなけ
ればならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（契約保証金）

第4条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の
納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）
第100条の3第3号の規定により免除する。

（危険負担）

第5条 委託事業の実施に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰す
べき事由によらない場合は、この限りではない。

（第三者損害補償）

第6条 乙は、委託事業の実施にあたり故意又は過失によって第三者に損害を与えたとき
は、その賠償の責任を負うものとする。

（再委託）

第7条 乙は、この業務を第三者に委託してはならない。

(業務の変更)

- 第8条 乙は、第21条に規定する場合を除き、別添の委託事業計画書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。
- ただし、経費の内訳の変更による費目間での経費流用で、その流用額が費目ごとに配分された経費の20%又は5万円のいずれか高い額を超えない場合はこの限りではない。
- 2 甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

(業務の廃止等)

- 第9条 乙は、委託事業を中止し又は廃止しようとするときは、その理由及びその後の措置を明らかにして甲に申請し、その承認を受けるものとする。
- 2 甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

(委託事業完了(廃止)報告)

- 第10条 乙は、委託事業が完了したとき又は前条第1項の規定に基づき委託事業の廃止の承認を受けたときは、委託事業完了(廃止)報告書及び第32条に規定する支出を証する書類の写を、完了又は廃止等の承認の日から10日以内又は契約期間満了日のいずれか早い日までに甲に提出しなければならない。

(調査)

- 第11条 甲は、前条の規定に基づく報告書の提出を受けたときは、委託業務が契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかについて調査するものとする。

(額の確定)

- 第12条 甲は、前条の調査をした結果、報告書の内容が適正であると認めるときは委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。
- 2 前項の確定額は、委託事業に要した決算額に充当した委託費の額と第3条第1項に規定する委託費の額のいずれか低い額とする。

(実地調査)

- 第13条 第11条及び前条の調査の実施にあたっては、必要に応じて職員を派遣するものとする。

(委託費の支払)

- 第14条 甲は、第12条第1項の規定による額の確定後、乙に委託費を支払うものとする。
- 2 委託費の支払いは、乙が請求書を甲に提出し、甲は乙の請求に基づき、別紙(銀行口座情報)に記載の口座に振込むものとする。
- 3 甲は、第1項の規定に基づく前項の適法な請求を受理した日から30日以内にその支払を行うものとし、同期間に支払を完了しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条及

び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）を定める告示に基づいて算定した金額を利息として支払うものとする。

- 4 甲は、乙からの要求により、必要があると認めるときは、会計法第22条及び予決令第58条第3号に基づく協議を行い、調った場合に限り、第1項の規定にかかわらず、委託費の全部又は一部を概算払することができる。

(過払金の返還)

第15条 乙は、前条第4項によって既に支払を受けた委託費が、第12条第1項により確定した額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

- 2 乙は、前項の返還に際し、甲が定めた期限内に返還をしなかったときは、期限の翌日から返還する日までの日数に応じ、支払遅延防止法第11条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示に基づいて算定した金額を利息として支払わなければならぬ。

(成果報告)

第16条 乙は、第12条第1項の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、委託事業成果報告書を1部甲に提出するものとする。

(著作権等)

第17条 委託事業の実施により発生した著作権がある場合には、原則として、委託事業完了後速やかに甲に帰属させるものとする。

(個人情報の取扱い)

第1.8条 乙は、甲から預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもつて取り扱う義務を負うものとする。

- 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(1) 甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を第三者（再委託する場合における再委託事業者を含む。）に提供し、又はその内容を知らせるこ

と。

(2) 甲が預託し、又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について、本契約の委託業務を遂行する目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

- 3 乙は、甲が預託し、又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の漏え

い、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 4 甲は、必要があると認めるときは、甲所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならぬ。
- 5 乙は、甲が預託し、又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を、委託業務完了後、廃止後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならぬ。
- 7 第1項及び第2項の規定については、委託事業を完了し、廃止し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

(成果の利用等)

第19条 乙は、委託事業によって得た研究上の成果を利用しようとするときは、成果利用承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、甲が特に認めたものについては、この限りではない。

(委託事業の調査)

第20条 甲は、必要があると認めたときは、委託事業の実施状況、委託費の使途、その他必要な事項について報告を求め、又は実地調査をすることができる。

(契約の解除等)

第21条 甲は、乙が契約書に記載された条件に違反した場合、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。
2 甲は、前項の規定により契約を解除するときは、乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

(不正行為等に対する措置)

第22条 甲は、乙が、本契約の締結にあたり不正の申立てをした場合もしくは委託事業の実施にあたり不正又は不当な行為（以下、「不正等」という。）を行った疑いがあると思われる場合は、乙に対して調査を求め、その結果を報告させることができる。また、甲が必要があると認めるときは、乙に対して実地調査を行うものとする。
2 甲は、前項の結果、この契約に関する不正等が明らかになったときは、本契約の全部又は一部を解除し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(利息)

第23条 甲は、不正等に伴う返還金に利息を付すことができるものとする。利息については、返還金にかかる委託費を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金を納付した日までの日数に応じ、年利3%の割合により計算した額とする。

(談合等不正行為に係る違約金等)

第24条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

(2) 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、違約金額の10分の1に相当する額のほか、違約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 前項第2号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 乙は、契約の履行を理由として第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 乙はこの契約に関して、第1項又は第2項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第25条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らかの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経費に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第26条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第27条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたつても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ）としないことを確約する。

(再委託契約等に関する契約解除)

第28条 乙は、契約後に再委託先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託先等との契約を解除し、又は再委託先等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再委託先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託先等の契約を解除せず、若しくは再委託先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

- 第29条 甲は、第25条、第26条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第25条、第26条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合においては、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。
- 4 第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超過分の損害につき、乙に対し賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第30条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(代表者変更等の届出)

- 第31条 乙は、その代表者氏名又は住所を変更したときは、その旨を文書により甲に遅滞なく通知するものとする。

(書類の保管等)

- 第32条 乙は、委託事業の経費に関する出納を明らかにする帳簿を備え、支出額を費目毎に区分して記載するとともに、甲の請求があったときは、いつでも提出できるよう、その支出を証する書類を整理し、委託事業を実施した翌年度から5年間保管しておくものとする。

(秘密の保持等)

- 第33条 乙は、この委託事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかるはず第三者に漏らしてはならない。
- 2 乙は、この委託事業に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出ししてはならない。

(疑義の解決)

- 第34条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和5年7月10日

(甲) 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

支出負担行為担当官

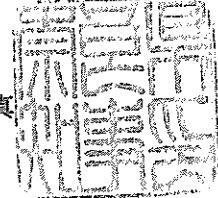
文部科学省総合教育政策局長

藤江 陽子

(乙) 住 所 奈良県奈良市登大路町30番地

名称及び 奈良県知事

代表者名 山下 真





教人 第 295 号
令和5年 9月22日

奈良県知事 山下 真 様



教育委員会の権限事務の補助執行について

地方自治法第180条の7の規定により、下記の事務を補助執行させたいので協議します。

記

1 補助執行させる業務

図書館法第7条の規定に基づき実施する「司書及び司書補の資質向上のために必要な研修」に関する事務

2 補助執行させる職員

文化・教育・くらし創造部長

3 補助執行実施期間

事業開始日から「令和5年度図書館地区別研修」に係る事務が完了する日まで

文資第110号
令和5年9月26日

奈良県教育委員会
教育長 吉田 育弘 様

奈良県知事 山下 真

教育委員会の権限事務の補助執行について

令和5年9月22日付け教人第295号にて協議のあったことについては、同意します。